

調4保護者と指導員との意識の違い

調査結果 4

保護者と指導員との意識の違いについて（アンケート調査より分かったこと）①

質問2から質問22（質問19,20除く）の中から特に目立って、指導員と保護者の意識の違いのある質問をまとめた

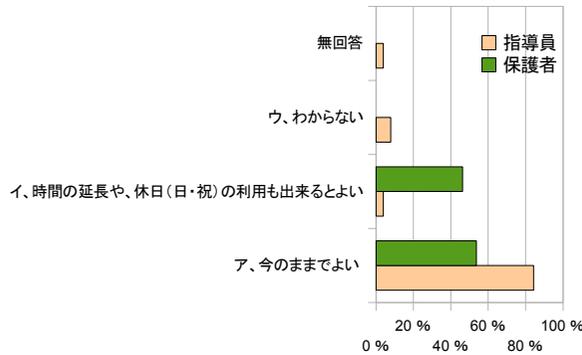
①特に目立って意識の違いがあった質問

質問6

児童クラブの利用時間について

質問事項	回答	指導員	回答	保護者
ア、今のままでよい	43人	84%	29人	54%
イ、時間の延長や、休日（日・祝）の利用も出来るとよい	2人	4%	25人	46%
ウ、わからない	4人	8%	0人	0%
無回答	2人	4%	0人	0%

質問6



これらの表から推測していること

（注；ここでは児童クラブを学童保育と置き換えて表現するものとする）

質問6の場合

児童クラブの入会基準や開設場所、施設状況・開設日数など、指導員及び保護者共に大体おおむね良しとする意見が多い中、利用時間に関しては、保護者と指導員との意識の違いが目立った。

特に、時間の延長や、休日（日・祝日）の利用に関する要望が保護者にとって現状で良いとする意見を追い越す勢いで多い。これは、一つに松山市に最低基準がない為、運営委員会により特に土曜日の開設時間に松山市内だけでもかなりばらつきがあることが一つの原因と考えられる。いまの、職場環境で、土曜日を休日とする職場は少なく、ましてや完全週休2日制の土日祝日休みの職場を探すことは非常に難しい。これは、保護者の要望からも感じられることである。また、少数ではあるが、平日等の時間延長についてもつよく望む声があることも忘れてはならない課題である。すべての子ども達の豊かな放課後を保障する為にもしっかりと検討が必要である。（調査結果5参照）

これにより考えられることは、指導員の置かれている労働環境がまだまだ、改善されておらず、不安定な状態での勤務が続いており、現状対応が精一杯であることをあらわしている。（調査結果6参照）

もう一つ考えられることとして、指導員がまだまだ十分、保護者や子どもの置かれている状況を把握しきれていないことが伺える。その為、問題が見えてこないのではないと思われる。ニーズ把握の為のシステム構築が必要と考えられる。その為にも苦情処理システムの導入を行い、きちんと手引書にも明記すべきであると思われる。（参考資料8参照）

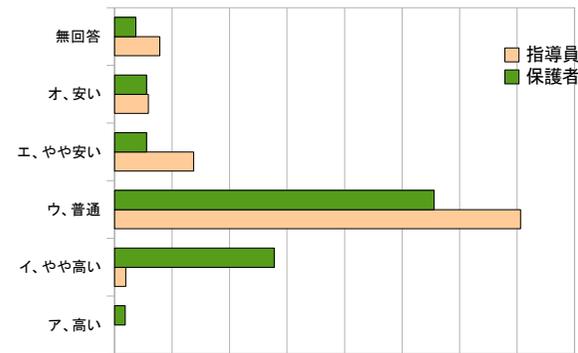
これを裏付けるように、利用時間の不満は保護者にあっても、指導員への不満は少なく、指導員の置かれている立場もある程度理解されている者と考えられる。（保護者への質問9参照）

質問10

児童クラブの月会費について

質問事項	回答	指導員	回答	保護者
ア、高い	0人	0%	1人	2%
イ、やや高い	1人	2%	15人	28%
ウ、普通	36人	71%	30人	56%
エ、やや安い	7人	14%	3人	6%
オ、安い	3人	6%	3人	6%
無回答	4人	8%	2人	4%

質問10



質問10の場合

指導員は月会費に対して普通と応えた方が圧倒的に多く、また、安いと認識している方も少なくない。これは現実的に学童保育所が置かれている財政状況を視野に入れて応えた物であることが伺える。また、やや安い・安いと応えた方も保護者よりも多いことから、決して、現状の財政状況がゆとりのあるものではなく、厳しい財政状況下に置かれていることも推測される。

指導員に対し保護者のほうは、自分の置かれている現実を基に答えている為か、普通と答えている方は指導員と同じく一番多いものの、高いと感じている方が指導員のそれよりも圧倒的に多い。これは、質問21の世帯の年収からも分かるように、保護者の経済格差が背景にあるものと思われる。また、最近民間の学童保育所も増えてきており、それらと比べると圧倒的に公設のほうが安い為それを反映してか、安いと答えている保護者も若干ではあるが存在しているのも事実である。

また、保護者の年収が低い方ほど、月会費を高いと感じる傾向があるのも、学童保育にまで経済格差が広がっており、深刻さを物語っているようである。（調査結果8参照）

小学校や幼稚園、保育園には利用料の減免措置はあっても、学童保育所は、減免措置がないところがほとんどである。特に学童保育の手引きはあっても松山市には、手引きはあっても最低基準がない為、減免措置をこうじているところも少なく、また、その実施は、運営委員会の判断に任されているところが多い。先日新聞に載っていた記事にもある通り、就学援助を受けている数が過去最多であるということは学童保育においても、支援がなければ、学童保育の利用につながらない潜在的待機児童も多く存在しているのではないだろうか。先に述べたとおり保護者の経済的格差も広がっており、その反映だと思われるが、月会費を普通と応える一方で高いと感じる世帯がそれにおいつく勢いで多いことも見逃してはならないことであると思われる。（参考資料4参照）

調4保護者と指導員との意識の違い

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80%

調査結果 4

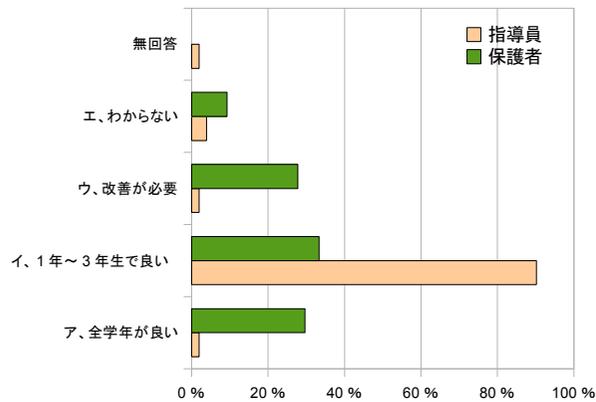
保護者と指導員との意識の違いについて（アンケート調査より分かったこと）②

質問11

学童保育の対象年齢について

質問事項	回答	指導員	回答	保護者
ア、全学年が良い	1人	2%	16人	30%
イ、1年～3年生で良い	46人	90%	18人	33%
ウ、改善が必要	1人	2%	15人	28%
エ、わからない	2人	4%	5人	9%
無回答	1人	2%	0人	0%

質問 11

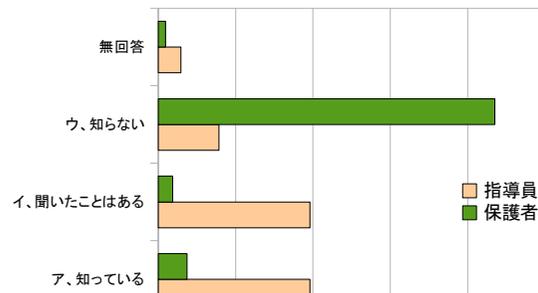


質問18

全国学童保育連絡協議会から「日本の学童保育」という、働くお母さんや指導員の為の学童保育の月刊誌が出ていることは、ご存知ですか

質問事項	回答	指導員	回答	保護者
ア、知っている	20人	39%	4人	7%
イ、聞いたことはある	20人	39%	2人	4%
ウ、知らない	8人	16%	47人	87%
無回答	3人	6%	1人	2%

質問 18



質問 11 の場合

指導員が対象年齢を1年～3年生でよいという見方が多い中、保護者の役半数が何らかの改善が必要と感じているのには、かなり学童保育に対する考えの違いがあるのではと思われる。

ひとつに、支援する側が留守番が出来る年齢になれば、学童保育は必要ないという極端な理屈がそこに学童保育に携わるものの意識の中にあるのではと思われる。

最近では防犯意識も高まっており、保護者の子どもを置いて仕事に出かけることへの不安の表れではないだろうか。質問20で見られるとおり、4年生からは一人で留守番をする家庭が圧倒的に多いことから、保護者の不安は多大なものであると考えられる。事実、子どもを狙った凶悪犯罪もおき、不審者も続出している。学童保育運営者側の単に留守番が出来る等といった安易な一方的な見方だけに偏るのはおかしいと感じる。親の留守家庭を狙った犯罪が松山市で起きたとき、どう周りの大人は責任を取るのだろうか。全家庭を対象すべきという意味ではないが、周りに頼れる者もおらず、子どもも発達の問題などにより、社会性を養うのに困難があったり、犯罪に巻き込まれやすい環境にある場合何らかの支援を差し伸べる責任が社会にもあると思う。（参考資料5、11 参照）塾やクラブに通わせるから大丈夫という考えは成り立たないのでは。

また、指導員の保育に関する質の確保も重要なことが伺える。学童保育を教育の立場から見るだけでなく、発達保障（注1）という視点から見る児童福祉としての視点をもっと必要なのではないだろうか。

学童保育所は、発達保障を視点に入れた、生活の場（注2）であることを忘れてはならない。

注1 発達保障とは・・・重度の知的障害や重複障害児・者の「発達」に着目して、権利保障を掲げた思想がはじまり。現在この「発達保障」という言葉は、権利保障を目指す実践・運動の理念的基盤として、障害児療育、障害児教育の義務制、きょうされんの運動などに大きな影響を与えた。（精神保健福祉用語辞典より抜粋）

注2 生活の場とは・・・人間生活の基礎的・基本的な「衣食住」の場ということ。放課後や長期休業日に「生活の場を与える」とは、「活動」「遊び」「静養」「学習（宿題）」「食事（昼食・おやつ）」「睡眠（お昼寝）」などを含んだ基本的な生活の場を与えるということになる。「活動」「遊び」は、生活を構成する一部分のことである。

質問18の場合

圧倒的に指導員の方が学童保育に関する知識や情報をもっていることが伺える。これは、それぞれ指導員が不安定な労働環境の中でありながら、より良い学童保育とは何かを模索していることが伺える。それに対し、保護者のほうは常日頃働いている関係からも、子育てに関する情報取得が難しい立場にあることが伺える。非常に狭い範囲での情報交換、相談の場しか持ち合わせていないことが推測され、子育ての孤立化が進んでいるように思われる。指導員と保護者との情報格差が存在しているなか、指導員の保護者への情報提供、特に子育て支援への役割が問われる。

調4保護者と指導員との意識の違い

